

令和3年度  
【脱炭素化技術育成支援事業】

募集案内

【募集期間】 令和3年12月13日（月）～令和4年1月14日（金）

【採択予定件数】 2件程度

【申請書の提出及びお問合せ先】

（公財）栃木県産業振興センター

産業振興部 ものづくり産業振興グループ

〒321-3226 宇都宮市ゆいの杜 1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内

TEL 028-670-2601 FAX 028-670-2611

E-mail : [monozukuri@tochigi-iin.or.jp](mailto:monozukuri@tochigi-iin.or.jp)

※応募を検討される方は、事前に御相談ください。

令和3年12月

公益財団法人栃木県産業振興センター



中小企業がもつ、脱炭素化の実現に資する技術の芽を研究の初期段階から育成支援するものです。

この助成事業は、栃木県が(公財)栃木県産業振興センターに交付する脱炭素化技術育成支援基金設置費補助金により創設した脱炭素化技術育成支援基金を基に運営する事業です。

## 公募要領

### 1 対象者（申請者）

県内に事業書を有する以下の中小企業等

- ・ 中小企業者※
- ・ 法人を設立せずに個人で事業を営んでいる事業主 等

※中小企業は、中小企業基本法(昭和38年法律154号)第2条に規定するものです  
(みなし大企業は除く)。

### 2 助成対象事業

県内の中小企業等が行う、脱炭素化の実現に資する研究開発のうち、実用化に向けた理論の確立や試作品の開発等（大学・公的試験研究機関等の研究機関と連携して行う、脱炭素化の実現に資する技術開発事業も対象です）で、他の補助金等の助成対象事業となっていないものとします。

### 3 助成限度額、助成率、採択予定件数、助成期間

助成限度額	助成率	採択予定件数	助成期間
500万円	2/3以内	2件程度	2年以内

### 4 助成対象経費

- ・ 脱炭素に資する試作品開発等に必要経費です。
- ・ 具体的には、機械装置・工具器具費、消耗品・原材料費、外注加工費、調査外注費、技術指導受入費、共同研究費、直接人件費、知的財産取得費等です。
- ・ 助成対象経費は以下に掲げる費目とし、消費税及び地方消費税は対象外とします。
- ・ 交付決定日より前に契約・支出された経費は助成の対象となりません。
- ・ 機械装置等で汎用性があり、目的外使用の可能性が高いものについては、助成の対象になりません。  
(例：パソコン、プリンター 等)
- ・ 当該研究開発及びそれに要する機器等の自社製造に係る消費税及び地方消費税、振込手数料、旅費・宿泊費は、助成の対象になりません。
- ・ 助成金は、原則として研究終了後に実施する検査等を経てお支払いする精算払い（後払い）です。

■対象となる経費の内容

区 分	内 容
機械装置・工具器具費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械の購入及び借用に要する経費</li> <li>・機械装置等の製作に必要な部品、工具・器具・試作用機材・備品の購入及び借用に要する経費</li> </ul>
消耗品・原材料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発に直接使用する消耗品、主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費</li> <li>※消耗品は、原則使用可能期間が1年未満のもので、かつ 10 万円未満のもの。</li> </ul>
外注加工費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発等に必要な原材料の再加工及び設計等を外注する経費</li> </ul>
調査外注費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発等に必要な分析等の調査や市場調査等を外注する経費</li> </ul>
技術指導受入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術指導を受けた者への納付金等の経費</li> </ul>
共同研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の企業、大学、試験研究機関等と連携して行う共同研究に要する経費</li> </ul>
直接人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発に直接従事する者の直接作業時間に対して支払われる経費</li> <li>※直接人件費＝直接作業時間×時間給額</li> <li>直接作業時間は 1,800 時間を限度とし、直接作業時間が 1,800 時間を超える者は 1,800 時間とする。時間給額は 2,500 円を限度とし、時間給額が 2,500 円を超える者は 2,500 円とする。</li> <li>「直接人件費」の時間給額は、下記の式により算出するものとする。ただし、給与形態が年俸制の場合は、年俸金額を年間所定労働時間で除した値とする。</li> <li>【時間給額＝(年間基本給＋年間諸手当)÷年間所定労働時間】</li> <li>ここで、諸手当とは、家族手当、住宅手当、法定福利費(事業者負担分とする。ただし、第二厚生年金等通常の基金より上乗せする経費は除く。)、管理職手当(技能職に対する手当を含む。)及び賞与とし、時間外手当は除く。</li> <li>※直接人件費は、補助金総額の 40%を上限とする。</li> </ul>
知的財産取得費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該研究開発に関する特許等の取得に要する弁理士の手続き代行経費や翻訳料などの経費</li> <li>※今回の研究開発等の成果に係る発明等でないものは対象外。</li> <li>※知的財産権の取得に要する経費のうち、下の経費については対象外。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－日本の行政庁に納付される出願手数料等(出願料、審査請求料、特許料等)</li> <li>－拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費</li> </ul> </li> <li>※他の制度により知的財産権の取得について支援を受けている場合は、本経費に計上できない。</li> <li>※国際規格認証等の取得に関する経費は、対象とする。</li> </ul>
その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験、検査、実験及びデータの分析、解析、測定等に要する経費</li> <li>※試作品評価、機械の使用料・テスト費用を含む</li> </ul>

## 5 採択の基準等

以下の各号に掲げる採択基準の観点から、事業計画書に記載されている内容等を総合的に評価し、予算の範囲内で採択するものとします。

- (1) 脱炭素化の実現に資する技術のうち、実用化に向けた理論の確立や試作品等の開発を目指すものであること。
- (2) 研究内容が計画的であり、かつ、相当の実現性を有すると認められること。
- (3) 研究の実施体制及び管理体制が十分であると認められること。
- (4) 申請額が 100 万円以上であること。

## 6 採否の決定等

- ・応募内容については、必要に応じて、ヒアリング・現地調査等を実施し、また、追加資料の提出等を求めることがあります。
- ・審査は、外部有識者等により構成される審査会での評価を踏まえ、(公財)栃木県産業振興センターにて厳正に審査し、事業計画の採否を決定します。
- ・申請者は審査会に出席し、事業計画のプレゼンテーションを行っていただきます。
- ・審査会の開催は、2月上旬～中旬頃を予定しています。
- ・採否の決定は、2月中旬～下旬頃を予定しています。
- ・結果の理由に関するお問い合わせには、応じかねますのでご了承下さい。
- ・採択案件につきましては、企業名・テーマ等を公表する場合があります。
- ・採択となった場合は、助成額も併せてお知らせし、他の助成事業に採択されていないことを確認後、助成事業交付申請書を提出いただき、交付決定を受けてから、事業を開始していただきます。

## 7 助成金交付対象者の義務

- ・研究開発は助成期間内に終了し、実績報告書を提出していただきます。
- ・実績報告に基づき完了検査を行い、適正とされた場合に助成金を交付します。
- ・助成期間の途中(別途指示させていただきます。)に、中間報告をいただき、中間検査を行います。
- ・研究開発の内容の変更・中止等、申請の内容どおりの遂行ができない場合は、事前に変更等の承認申請をしていただきます。
- ・助成金交付にかかる収入支出を明らかにした帳簿を備え、振込書等の証拠書類を添えて、実績報告書を提出した年度の翌年度から5年間保存していただきます。
- ・助成事業終了後、一定期間、その後の実用化に向けた状況等を報告いただきます。
- ・本事業について、事業内容の変更等で不相当と認めたときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消す場合があります。
- ・その他、脱炭素化技術育成支援事業助成金交付要領で定めることを順守していただく必要があります。

# 応募手続

## 1 応募方法

所定の書類に必要事項を記入の上、補助資料等(会社案内を含む)を添付して、郵送又は持参により提出してください。

なお、事業計画書の記載方法等については、担当者がアドバイスいたしますので、事前に御相談ください。

### 【提出書類】

- ①事業計画書（様式第1号）
- ②補助資料等（会社案内や研究開発内容が分かる資料等がありましたら添付してください）

提出書類の様式は、振興センターホームページからダウンロードできます。

ホームページをご覧いただけない場合は下記までお問合せください。

※提出された書類等は返却いたしませんので、予めご了承下さい。

## 2 応募の締め切り

**令和4年1月14日（金）17時【必着】**

受付最終日は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

## 3 申請書の提出及びお問い合わせ先

〒321-3226

宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内

(公財)栃木県産業振興センター 産業振興部 ものづくり産業振興グループ

TEL 028-670-2601 FAX 028-670-2611

E-mail : [monozukuri@tochigi-iin.or.jp](mailto:monozukuri@tochigi-iin.or.jp)

※応募を検討される方は、事前に御相談ください。